

公益財団法人 神津牧場 役員及び評議員の
報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 神津牧場(以下「この法人」という)の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額10百万円以内で別に定めるところによる。
- 3 非常勤役員に対してはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ別に定めるところによる慰労金を支給することができる
- 5 評議員には、定款18条に定める範囲内で、その職務を行うために要す

る費用の支払いをすることができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、理事会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を支給する。

(報酬の計算)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給し、退任したときは、その日まで報酬を支給する。

2、常勤役員が死亡した時は、その月まで報酬を支給する。

3、第1項の報酬の支給額の計は、その月の日数を差引いた日数を基礎として行なうものとする。

(通勤費)

第8条 役員及評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 第2条に規定する報酬及び慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人 神津牧場の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行し、同日から適用する。

この規程は平成28年3月18日から施行し、同日から適用する。